

3. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

ユニバーサルデザインのまちづくりとは、さまざまな人々が利用することに配慮した都市空間づくりを進め、誰もがまちを移動しやすく、利用しやすく、わかりやすくすることです。そのためには、つかい手（利用者、居住者）、つくり手（設計者、事業者、道路・公園・建築物等の管理者）、行政などが協働してまちづくりに取り組むことが必要です。

つかい手やつくり手、行政、NPO※、関係する市民団体等が、それぞれの立場でまちづくりの役割を担い、協働のプロセスのなかで本ガイドラインを活用していくことで、多様な主体が参加するユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

多様な主体の参加を促す、協働のまちづくりの推進

<つかい手(利用者、居住者)の役割>

- まちを利用するさまざまな人々についての理解を深め、さまざまな人々の移動や利用などの行動の妨げにならないように配慮することが必要です。例えば、自転車を放置しないようにすることで、まちの移動や利用がしやすくなります。また、困っている人には積極的に声をかけたり、支援するように努めることが必要です。
- つかい手の視点から「気づいたこと（気づき）」をつくり手や行政等に発信することが必要です。これにより、当事者の意見を個別の計画や本ガイドラインの見直し等へ反映することができ、ユニバーサルデザインのまちづくりが推進されます。
- まちづくりに関する地域の課題に対しての改善方策やルールを検討する際に、本ガイドラインの考え方や方策を参考とし、さまざまな人々にとって移動しやすく、利用しやすく、わかりやすくすることが求められます。その際には、必要に応じて行政、NPO、関係する市民団体等に相談しアドバイスや支援を受けながら、よりよい取組とすることが必要です。

<つくり手(設計者、事業者、道路・公園・建築物等の管理者)の役割>

- つくり手は、ユニバーサルデザインを基本とした計画・施工・管理運営等に努めることが求められます。そのためには、まちを利用するさまざまな人々についての理解を深め、本ガイドラインを参考に、つかい手の視点に立って計画等を進めることが必要です。
- 道路・公園・建築物など、それぞれをつなぐ空間づくりを重視し、地域全体の移動等の連続性の確保（シームレス※化）を目指すために、本ガイドラインの考え方や方策を参考に計画等を進めることが必要です。
- 道路・公園・建築物をはじめ、トイレや駐輪場などの施設についても、法令等の整備基準を満足するだけでなく、つかい手の視点からの気づきを大切に、移動しやすく、利用しやすい配置計画や運営に工夫を重ねることが必要です。
- まちを利用するさまざまな人々についての理解を深め、さまざまな人々の移動や利用などの行動に配慮した計画・施工・管理運営等を実施するために、従業員等の研修や教育が必要です。

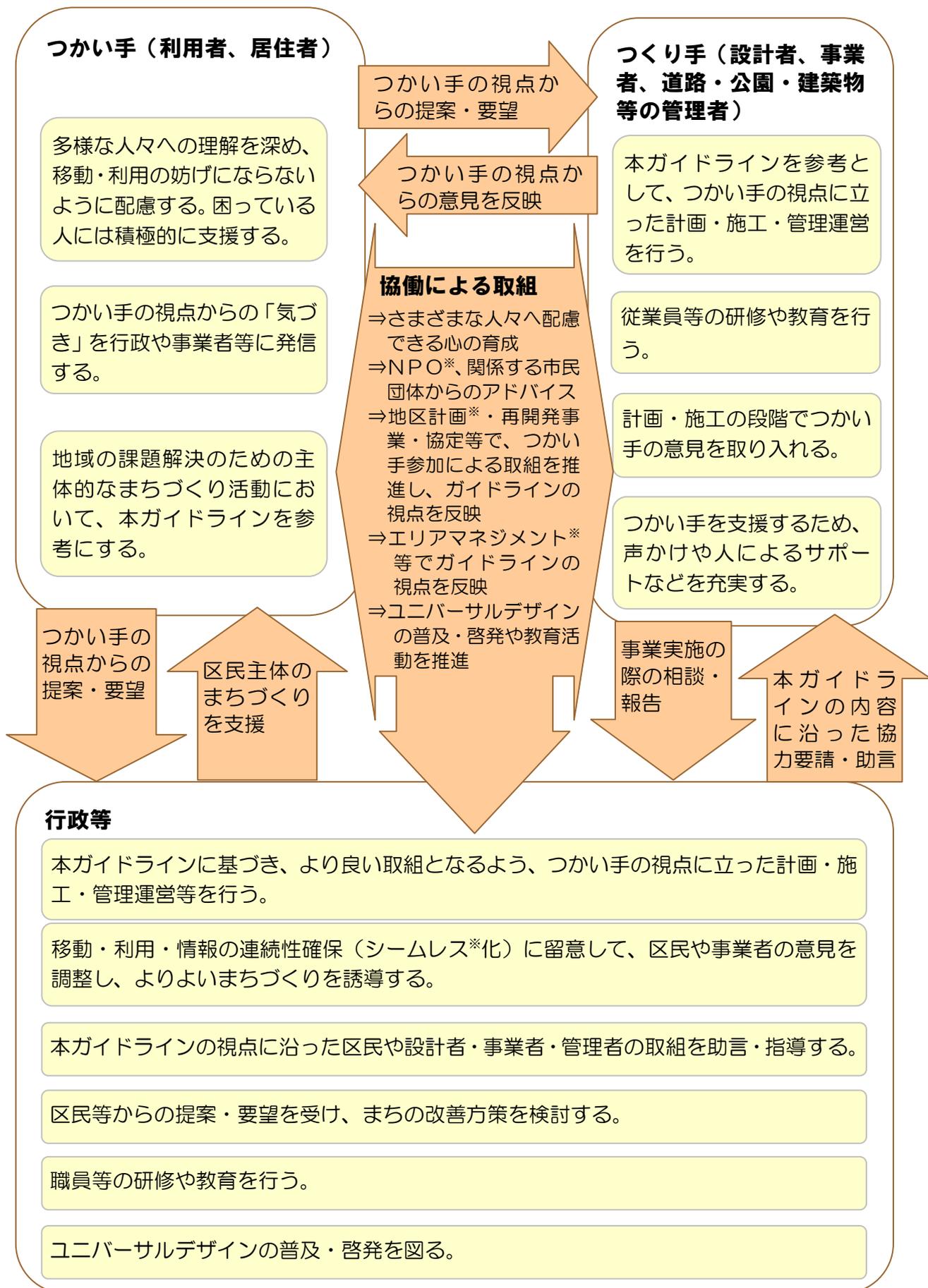
- 誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい施設とするため、必要に応じて計画・施工の段階で、つかい手、特に高齢者や障害者等へのヒアリング等の実施や行政等への相談を行うことが必要です。
- 大規模な開発等の場合は、専門家やつかい手の意見を把握するための機会を設けることが重要です。また、計画・施工の段階で、実際に現地を点検したり、模型による検証をするなど、ユニバーサルデザインを踏まえた内容となっているかチェックをすることが必要です。
- 施設整備による改善ではユニバーサルデザインのまちづくりに対応しきれない部分があり、声かけや人によるサポート（サービススタッフ、コンシェルジュ^{*}の配置など）を充実することが必要です。

＜行政等の役割＞

- 計画・施工・管理運営等にあたり、本ガイドラインに基づきより良い取組となるように工夫を重ね、望まれるまちの姿の実現を目指します。また、計画・施工の段階でつかい手側が意見を伝えられる仕組みなどを検討し、当事者の参加を進めます。
- 複数の事業者や所管をまたぐ取組に対し、移動・利用・情報の連続性確保（シームレス^{*}化）を図るため、本ガイドラインを活用してつかい手の視点に立った調整を図るなど、必要な措置を講じます。
- 事業実施の際の届出・手続きの際に、本ガイドラインに沿ってさまざまな人々が利用できる計画になっているかをチェックします。改善が必要な場合は事業者等に協力を要請し、より良い計画へ誘導します。
- 区民や事業者等からの提案や要望を受け、まちの改善方策を検討するとともに、本ガイドラインや行政計画をより良く（スパイラルアップ^{*}）することとします。
- まちを利用するさまざまな人々についての理解を深め、さまざまな人々の移動や利用などの行動に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを推進するために、職員等の研修や教育が必要です。
- 大規模な施設だけでなく日常生活上の利便施設である小規模な物販店や診療所、飲食店などについても、ユニバーサルデザインの普及・啓発を行い、誰もが利用できる出入り口、通路、トイレ等への改善の促進を図ります。

＜協働による取組＞

- つかい手、つくり手および行政等は、ユニバーサルデザインへの理解を深め、高齢者、障害者、子ども連れの人や妊娠中の人などの行動に対して配慮できる心を育みます。
- NPO^{*}や関係する市民団体は、望まれるまちの姿を実現するために、つかい手、つくり手、行政等と連携して、それぞれの専門的な見地から、まちづくりへの意見やアドバイス等を行うことが必要です。
- 地区計画^{*}やまちづくり協定等の策定を目指した検討、大規模な再開発事業などでは、つかい手、つくり手、行政等がそれぞれの視点から意見を出し合う場を設け、より良い計画となるように工夫を重ねることが必要です。
- エリアマネジメント^{*}に取り組み際は、積極的にユニバーサルデザインの視点を取り入れることが求められます。そのためには、関係する主体が連携して、本ガイドラインを活用した継続的な地域課題の改善をめざすことが必要です。
- ユニバーサルデザインの普及・啓発や教育活動を推進します。



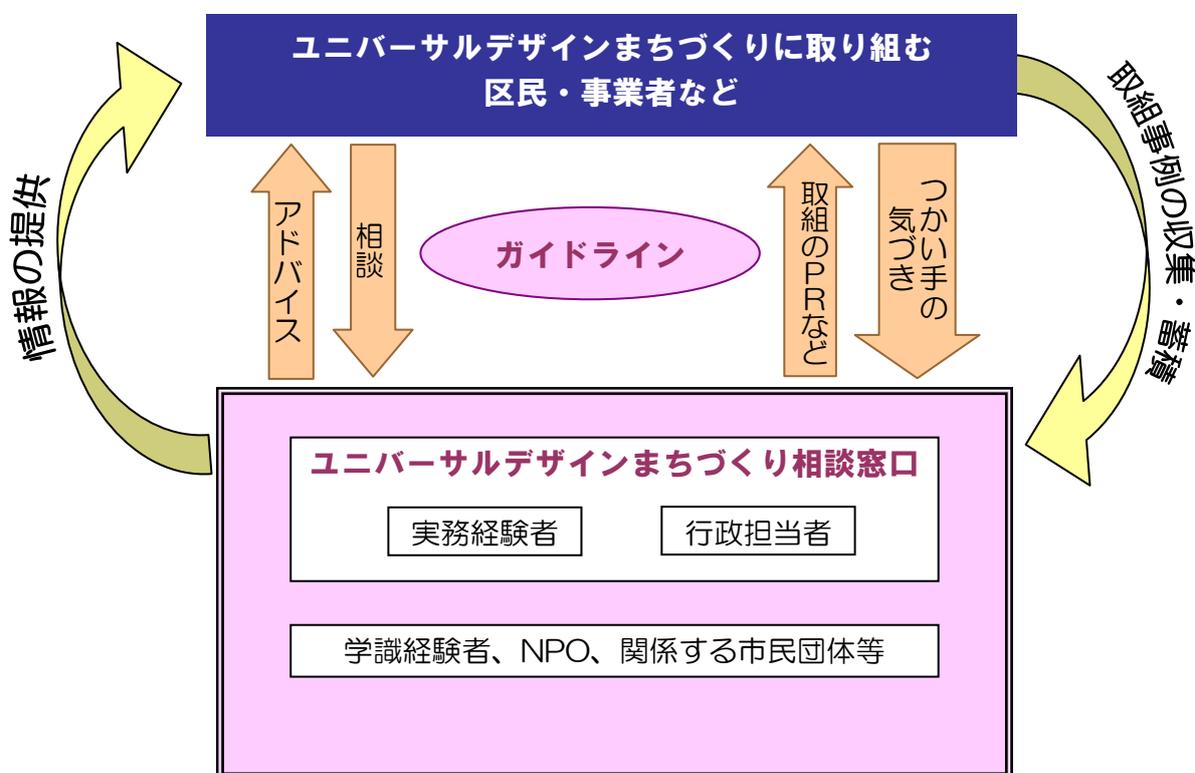
協働のまちづくりを進めるための多様な主体の役割と関わり

＜着実な推進のために＞

現状では、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む区民や事業者は、配慮や工夫をした
い内容に応じて区の複数の担当課と相談・調整をする必要があり、多くの労力などを費やしてい
ます。

そのため、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する事項をワンストップで対応できる窓口
を設ける等、取組を支援、推進するために必要な措置を検討していきます。また、相談等の内容
によっては、必要に応じて学識経験者やNPO*、関係する市民団体等のアドバイスが受けられ
る仕組みの創設等についても検討していきます。

また、つかい手側からの施設の使いにくさや気づきなどについて、情報を収集・蓄積し、改善
事例や改善すべき事例など、まちの改善につながるさまざまな情報を提供する仕組みについて検
討していきます。



ユニバーサルデザインまちづくりを推進する仕組みの例

4. ガイドラインの継続的な改善

本ガイドラインは、まちの移動しやすさや利用しやすさ、情報のわかりやすさの観点から、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの誘導方策を示したものです。

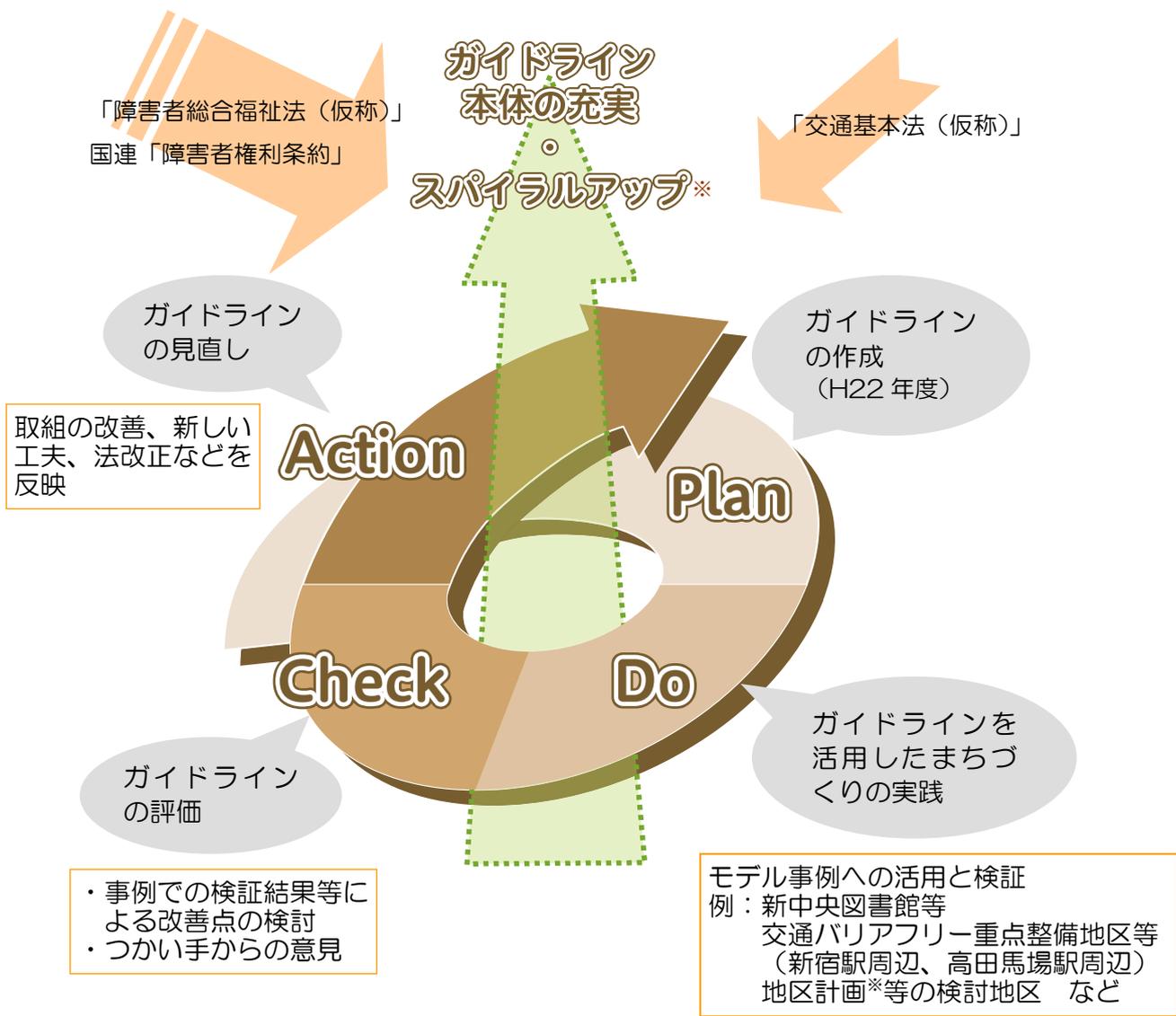
今後は、つかい手（利用者、居住者）からの意見や区内のモデル事例における本ガイドラインの検証、本ガイドラインを活用したまちづくりの取組における課題の把握などを行い、その検討結果を本ガイドラインに反映させることが必要です。

また、ハード面の整備だけでは対応しきれない部分を補うソフト面の制度や人的サポート等による方策を、より充実させるための見直しも必要です。

さらに、現在の社会情勢としては、国連の「障害者権利条約」の批准、「交通基本法（仮称）」や「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が検討されています。したがって、これらの法律等の制定状況にあわせた対応も必要となります。

そのため、本ガイドラインは、右図に示すPDCAサイクルに基づき、社会情勢の変化や取組の進捗に応じた内容の充実や地域に応じた拡充も含め、継続的に見直しを行っていきます。

なお、具体的な個々の施設の技術的な指針について、バリアフリー新法や東京都福祉のまちづくり条例等に基づくガイドライン・マニュアル等があり、既にユニバーサルデザインの視点を取り入れたものが作成されています。これらは、施設整備にあたり最低限配慮すべき事項を整理したものであり、社会情勢等を踏まえ数年ごとに評価・内容の見直しを行い、スパイラルアップ※が図られています。



本ガイドラインの継続的な見直し（育てるガイドライン）

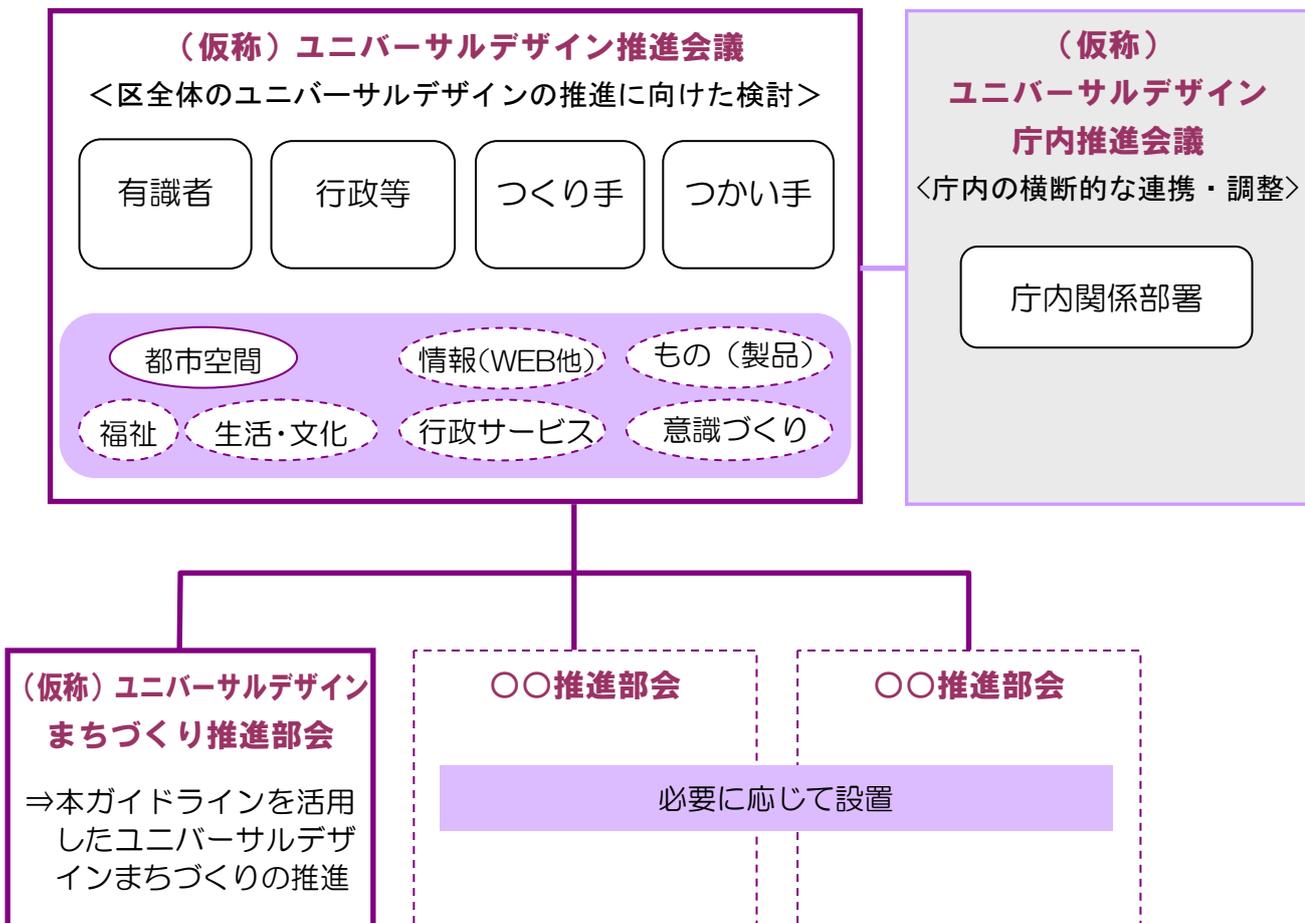
5. 総合的なユニバーサルデザインの推進に向けて

新宿区全体のユニバーサルデザインを推進するためには、まちづくりにとどまらず、行政によるサービス、情報のわかりやすさなど、多様な視点からの取組が必要です。

これらの中には、多様な主体の協働により取り組むべき課題も多くあります。そこで、つかい手（利用者、居住者）やつくり手（設計者、事業者、道路・公園・建築物等の管理者）、行政、NPO*、有識者などからなる組織を設置し、総合的なユニバーサルデザインの推進について検討することが必要です。

そのため、区全体のユニバーサルデザインの推進に向けた（仮称）ユニバーサルデザイン推進会議の設置など、推進組織を立ち上げます。そして、その下部組織として、まちづくり分野を担当する（仮称）ユニバーサルデザインまちづくり推進部会を設置するなど、本ガイドラインの普及と活用、見直しを行うために必要な措置を講じていきます。その他の分野に関しては、必要に応じて、個別の分野の検討を行うための部会を設置することが必要です。また、行政においては、関係する部署間での横断的な連携や調整を図る必要があり、庁内推進組織を発足します。

このような体制でハードとソフトが一体となった取組を推進することにより、新宿区に暮らし、また、訪れる、さまざまな人々に配慮をした総合的なユニバーサルデザインの実現が可能になります。



検討組織の例

<検討組織の例>

(仮称)ユニバーサルデザイン推進会議

役 割：区全体のユニバーサルデザインの推進に向けた検討

構成員：学識経験者、公共交通事業者、民間事業者、関係する市民団体、NPO[※]、公募区民、ユーザーエキスパート[※]、行政関係者など

検 討：ユニバーサルデザイン推進計画等の策定に向けた検討に関すること
内 容

- ・ユニバーサルデザインの取組に関する評価（専門家やつかい手などを交えたモニタリング）
- ・区内におけるユニバーサルデザインの取組の進捗状況把握と検証
- ・先進自治体等の取組の学習・視察
- ・（庁内推進会議）庁内の横断的な連携に係る検討、調整、必要に応じた部会の設置など

(仮称)ユニバーサルデザインまちづくり推進部会

役 割：本ガイドラインを活用したユニバーサルデザインまちづくりの推進

構成員：学識経験者（交通・都市計画・建築など）、公共交通事業者、民間事業者、関係する市民団体、NPO、公募区民、ユーザーエキスパート、行政関係者など

検 討：本ガイドラインを活用したユニバーサルデザインまちづくりの推進に関すること
内 容

- ・ユニバーサルデザインまちづくり取組事例の収集
- ・モデル事例や大規模開発等の事例の具体的な検証・評価（モニタリング）
- ・優良取組事例の紹介
- ・地区別まちづくり方針等へのユニバーサルデザインの反映の検討
- ・本ガイドラインの見直し・スパイラルアップ[※]など